

市民交流プラザ 評価表

審査項目	審査(評価)基準	配点	全委員の平均点数			
			オ テ イ 共 同 事 業 体	A 社 ( ア ク テ ィ コ ミ ュ ニ ティ	B 社	C 社
① 施設の設置目的に対する指定管理業務の考え方	ア 施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か	10	7.88	7.13	7.88	7.38
	イ 施設の管理運営に対する意欲、熱意について	10	8.13	7.00	7.75	7.50
	ウ 施設の設置目的との整合性について	5	4.38	3.63	4.38	3.88
② 住民の平等な利用の確保	ア 団体の運営の透明性、公正性について	5	3.88	3.50	3.63	3.63
	イ 団体の社会貢献への対応について	5	4.00	3.50	3.88	3.25
③ 施設の効用の最大限の発揮	ア 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	5	4.00	3.25	3.75	3.50
	イ 利用促進、利用者増への取組みについて	5	4.25	3.38	3.88	3.63
	ウ 新たな市民交流の契機となる取組みについて	5	4.38	3.63	4.00	3.38
	エ その他新規、魅力的な提案の有無について	5	4.25	3.63	4.00	3.75
④ 指定管理業務の安定した運営	ア 類似施設等の管理運営実績等について	5	4.00	4.00	3.88	3.88
	イ 安定的な運営が可能となる人的能力について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等	5	4.00	3.88	3.75	4.00
	ウ 団体の安定性、継続性について	5	4.00	3.88	3.75	4.00
	エ 事業計画の実現可能性について	5	4.00	3.88	4.13	4.00
	オ 収支計画の実現可能性について	5	3.63	3.88	3.88	3.50
⑤ 利用者サービスの向上と経費縮減	ア 利用者に対するサービスの向上について	5	4.00	3.75	4.25	4.00
	イ 施設管理の安全性への配慮について	5	3.88	3.63	4.00	4.25
	ウ 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	5	3.75	3.75	3.75	3.75
	エ 指定管理料の相対的評価について	5	3.75	3.50	3.88	4.13
合計		100	80.13	72.75	78.38	75.38

選定基準

- ① 各評価項目における全委員の平均点数が配点の40%以上であること。
- ② 全評価項目における全委員の合計点数の平均が70%以上であること。